

「ごみ処理総合施策 「第2次改定」(仮称)」

素案がまとまりました

市では現在「ごみ処理総合施策「第2次改定」(仮称)」の策定作業を進めています。

この計画は、平成13年11月に策定した「第3次三鷹市基本計画」を受けてその基本目標に掲げる「高環境・高福祉のまちづくり」を実現するための計画であり、また廃棄物処

理法に定められた一般廃棄物処理基本計画となるものです。

計画案検討のため、三鷹市ごみ減量等推進員、公募の市民、関係団体の推薦者、学識経験者で構成する「三鷹市ごみ処理総合施策改定検討市民会議」が平成14年7月に発足

「ごみ処理総合施策 「第2次改定」(仮称)」素案概要

1 計画の策定にあたって

(1) 計画の位置づけ

本計画は、長期的・総合的な視点に立つてごみ処理を推進するため、三鷹市基本構想、第3次三鷹市基本計画に即して策定するものです。また、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物処理基本計画として策定するもので、計画的にごみ処理施策を推進するための基本方針となるものです。

2 計画の目標

(1) ごみ総排出量の削減目標

平成22年度までに、1人1日あたりの総排出量930gを達成します。(平成13年度実績1192g)

(2) リサイクル率の達成目標

平成22年度までに、分別リサイクル率を30%以上にします。また、総資源化率を33%以上にします。(平成13年度実績11分別リサイクル率18・9%、総資源化率25・6%)

(2) 計画期間

本計画の計画期間は、生活様式の著しい変化に伴うごみ質の変化や急速なごみ処理技術の進歩などを考慮するとともに、上位計画である第3次三鷹市基本計画との整合性を持たせるため、平成15年度から平成22年度までの8年間とします。

(3) 焼却量の削減目標

平成22年度までに、平成9年度実績に対して13%以上削減します。(平成9年度実績114万4千319ト、平成13年度実績114万2千281ト、平成22年度目標113万8千203ト)

(4) 最終処分量の削減目標

ごみの減量化・資源化、焼却灰の資源化を推進し、最終処分量ゼロを目指します。(平成13年度実績115千646ト)

3 目標達成の主な取り組み

(1) 排出抑制計画

◆市民の役割

○過剰包装・使い捨て商品の抑制
買い物に行く際には買い物袋を持参し、過剰包装を断る

とともに、使い捨て製品や無駄な物の購入をやめ、「ごみを買わない意識」の定着を図ります。

○ごみ減量・資源化の推進
耐久消費財はできるだけ修理などをして長く使用すること

ともに、消耗品は詰め替えできる商品、リサイクルしやすい商品を選びます。

○環境に配慮したライフスタイルの確立
ごみそのものの排出を減らすために、現在の生活から4R(リフューズ「ごみになる物は断る」、リデュース「ごみを減らす」、リユース「繰り返し使用する」、リサイクル「再生して利用する」)を意識したライフスタイルを心がけるようにします。

◆事業者の役割
○環境に配慮した事業活動
生産者は、リサイクルしやすい製品や寿命の長い製品を作ることに、環境に配慮した事業活動を実践します。

○家庭系ごみの有料化の検討
ごみの減量化・資源化の促進、経費負担の公平性の確保のため、家庭系ごみ有料化の検

討を行います。なお、検討にあたっては、検討会議(仮称)を設置し十分な議論を行うとともに、広く市民からの意見を求めます。また、実施にあたっては十分な説明を行い市民の理解を求めていきます。

※「ごみ処理総合施策「第2次改定」(仮称)」素案の冊子は、ごみ対策課(市役所5階)で配布しています。

↓ごみ対策課内線2553

なお、この素案に関する意見は、7月22日(火)までに「〒181-8555三鷹市役所ごみ対策課素案担当宛」へ郵送またはファクス45-5291・Eメールboon@city.tama.ac.jpにてお寄せください。

※「ごみ処理総合施策「第2次改定」(仮称)」素案の冊子は、ごみ対策課(市役所5階)で配布しています。

↓ごみ対策課内線2553

3

流通業者は、商品納入時に使用した容器の引取りを行うなど、流通に伴う環境負荷をより低減させる努力を行います。

○販賣業者は、過剰包装やトレイ・レジ袋の削減など、ごみになる物の抑制に努めます。

◆市の役割
○有機性廃棄物を利用した資源循環モデル事業の拡充
学校・保育園などから発生する給食残さなどの生ごみを生ごみ処理装置でコンポスト化し、公園などの樹木や街路樹などの剪定枝葉を粉碎したものとの混合し堆肥化を行う、資源循環モデル事業を拡充します。

○拡大生産者責任の明確化
循環型社会の形成に向け、ものの製造・販売元である事業者に対して、拡大生産者責任(※)の明確化を求めます。

※拡大生産者責任「ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を持つてもらうという考え方。

○家庭系ごみの有料化の検討
ごみの減量化・資源化の促進、経費負担の公平性の確保のため、家庭系ごみ有料化の検

討を行います。なお、検討にあたっては、検討会議(仮称)を設置し十分な議論を行うとともに、広く市民からの意見を求めます。また、実施にあたっては十分な説明を行い市民の理解を求めていきます。

※「ごみ処理総合施策「第2次改定」(仮称)」素案の冊子は、ごみ対策課(市役所5階)で配布しています。

↓ごみ対策課内線2553

3

流通業者は、商品納入時に使用した容器の引取りを行うなど、流通に伴う環境負荷をより低減させる努力を行います。

○販賣業者は、過剰包装やトレイ・レジ袋の削減など、ごみになる物の抑制に努めます。

◆市の役割
○有機性廃棄物を利用した資源循環モデル事業の拡充
学校・保育園などから発生する給食残さなどの生ごみを生ごみ処理装置でコンポスト化し、公園などの樹木や街路樹などの剪定枝葉を粉碎したものとの混合し堆肥化を行う、資源循環モデル事業を拡充します。

○拡大生産者責任の明確化
循環型社会の形成に向け、ものの製造・販売元である事業者に対して、拡大生産者責任(※)の明確化を求めます。

※拡大生産者責任「ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を持つてもらうという考え方。

○家庭系ごみの有料化の検討
ごみの減量化・資源化の促進、経費負担の公平性の確保のため、家庭系ごみ有料化の検

討を行います。なお、検討にあたっては、検討会議(仮称)を設置し十分な議論を行うとともに、広く市民からの意見を求めます。また、実施にあたっては十分な説明を行い市民の理解を求めていきます。

※「ごみ処理総合施策「第2次改定」(仮称)」素案の冊子は、ごみ対策課(市役所5階)で配布しています。

↓ごみ対策課内線2553

3

流通業者は、商品納入時に使用した容器の引取りを行うなど、流通に伴う環境負荷をより低減させる努力を行います。

○販賣業者は、過剰包装やトレイ・レジ袋の削減など、ごみになる物の抑制に努めます。

◆市の役割
○有機性廃棄物を利用した資源循環モデル事業の拡充
学校・保育園などから発生する給食残さなどの生ごみを生ごみ処理装置でコンポスト化し、公園などの樹木や街路樹などの剪定枝葉を粉碎したものとの混合し堆肥化を行う、資源循環モデル事業を拡充します。

○拡大生産者責任の明確化
循環型社会の形成に向け、ものの製造・販売元である事業者に対して、拡大生産者責任(※)の明確化を求めます。

※拡大生産者責任「ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を持つてもらうという考え方。

○家庭系ごみの有料化の検討
ごみの減量化・資源化の促進、経費負担の公平性の確保のため、家庭系ごみ有料化の検

討を行います。なお、検討にあたっては、検討会議(仮称)を設置し十分な議論を行うとともに、広く市民からの意見を求めます。また、実施にあたっては十分な説明を行い市民の理解を求めていきます。

※「ごみ処理総合施策「第2次改定」(仮称)」素案の冊子は、ごみ対策課(市役所5階)で配布しています。

↓ごみ対策課内線2553

3

流通業者は、商品納入時に使用した容器の引取りを行うなど、流通に伴う環境負荷をより低減させる努力を行います。

○販賣業者は、過剰包装やトレイ・レジ袋の削減など、ごみになる物の抑制に努めます。

◆市の役割
○有機性廃棄物を利用した資源循環モデル事業の拡充
学校・保育園などから発生する給食残さなどの生ごみを生ごみ処理装置でコンポスト化し、公園などの樹木や街路樹などの剪定枝葉を粉碎したものとの混合し堆肥化を行う、資源循環モデル事業を拡充します。

○拡大生産者責任の明確化
循環型社会の形成に向け、ものの製造・販売元である事業者に対して、拡大生産者責任(※)の明確化を求めます。

※拡大生産者責任「ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を持つてもらうという考え方。

○家庭系ごみの有料化の検討
ごみの減量化・資源化の促進、経費負担の公平性の確保のため、家庭系ごみ有料化の検

討を行います。なお、検討にあたっては、検討会議(仮称)を設置し十分な議論を行うとともに、広く市民からの意見を求めます。また、実施にあたっては十分な説明を行い市民の理解を求めていきます。

※「ごみ処理総合施策「第2次改定」(仮称)」素案の冊子は、ごみ対策課(市役所5階)で配布しています。

↓ごみ対策課内線2553

3

流通業者は、商品納入時に使用した容器の引取りを行うなど、流通に伴う環境負荷をより低減させる努力を行います。

計を行います。なお、検討にあたっては、検討会議(仮称)を設置し十分な議論を行うとともに、広く市民からの意見を求めます。また、実施にあたっては十分な説明を行い市民の理解を求めていきます。

※「ごみ処理総合施策「第2次改定」(仮称)」素案の冊子は、ごみ対策課(市役所5階)で配布しています。

↓ごみ対策課内線2553

3

流通業者は、商品納入時に使用した容器の引取りを行うなど、流通に伴う環境負荷をより低減させる努力を行います。

○販賣業者は、過剰包装やトレイ・レジ袋の削減など、ごみになる物の抑制に努めます。

◆市の役割
○有機性廃棄物を利用した資源循環モデル事業の拡充
学校・保育園などから発生する給食残さなどの生ごみを生ごみ処理装置でコンポスト化し、公園などの樹木や街路樹などの剪定枝葉を粉碎したものとの混合し堆肥化を行う、資源循環モデル事業を拡充します。

○拡大生産者責任の明確化
循環型社会の形成に向け、ものの製造・販売元である事業者に対して、拡大生産者責任(※)の明確化を求めます。

※拡大生産者責任「ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を持つてもらうという考え方。

○家庭系ごみの有料化の検討
ごみの減量化・資源化の促進、経費負担の公平性の確保のため、家庭系ごみ有料化の検

討を行います。なお、検討にあたっては、検討会議(仮称)を設置し十分な議論を行うとともに、広く市民からの意見を求めます。また、実施にあたっては十分な説明を行い市民の理解を求めていきます。

※「ごみ処理総合施策「第2次改定」(仮称)」素案の冊子は、ごみ対策課(市役所5階)で配布しています。

↓ごみ対策課内線2553

3

流通業者は、商品納入時に使用した容器の引取りを行うなど、流通に伴う環境負荷をより低減させる努力を行います。

○販賣業者は、過剰包装やトレイ・レジ袋の削減など、ごみになる物の抑制に努めます。

◆市の役割
○有機性廃棄物を利用した資源循環モデル事業の拡充
学校・保育園などから発生する給食残さなどの生ごみを生ごみ処理装置でコンポスト化し、公園などの樹木や街路樹などの剪定枝葉を粉碎したものとの混合し堆肥化を行う、資源循環モデル事業を拡充します。

○拡大生産者責任の明確化
循環型社会の形成に向け、ものの製造・販売元である事業者に対して、拡大生産者責任(※)の明確化を求めます。

※拡大生産者責任「ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を持つてもらうという考え方。

○家庭系ごみの有料化の検討
ごみの減量化・資源化の促進、経費負担の公平性の確保のため、家庭系ごみ有料化の検

討を行います。なお、検討にあたっては、検討会議(仮称)を設置し十分な議論を行うとともに、広く市民からの意見を求めます。また、実施にあたっては十分な説明を行い市民の理解を求めていきます。

※「ごみ処理総合施策「第2次改定」(仮称)」素案の冊子は、ごみ対策課(市役所5階)で配布しています。

↓ごみ対策課内線2553

3

流通業者は、商品納入時に使用した容器の引取りを行うなど、流通に伴う環境負荷をより低減させる努力を行います。

○販賣業者は、過剰包装やトレイ・レジ袋の削減など、ごみになる物の抑制に努めます。

◆市の役割
○有機性廃棄物を利用した資源循環モデル事業の拡充
学校・保育園などから発生する給食残さなどの生ごみを生ごみ処理装置でコンポスト化し、公園などの樹木や街路樹などの剪定枝葉を粉碎したものとの混合し堆肥化を行う、資源循環モデル事業を拡充します。

○拡大生産者責任の明確化
循環型社会の形成に向け、ものの製造・販売元である事業者に対して、拡大生産者責任(※)の明確化を求めます。

※拡大生産者責任「ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を持つてもらうという考え方。

○家庭系ごみの有料化の検討
ごみの減量化・資源化の促進、経費負担の公平性の確保のため、家庭系ごみ有料化の検

討を行います。なお、検討にあたっては、検討会議(仮称)を設置し十分な議論を行うとともに、広く市民からの意見を求めます。また、実施にあたっては十分な説明を行い市民の理解を求めていきます。

※「ごみ処理総合施策「第2次改定」(仮称)」素案の冊子は、ごみ対策課(市役所5階)で配布しています。

↓ごみ対策課内線2553

3

流通業者は、商品納入時に使用した容器の引取りを行うなど、流通に伴う環境負荷をより低減させる努力を行います。

○販賣業者は、過剰包装やトレイ・レジ袋の削減など、ごみになる物の抑制に努めます。

◆市の役割
○有機性廃棄物を利用した資源循環モデル事業の拡充
学校・保育園などから発生する給食残さなどの生ごみを生ごみ処理装置でコンポスト化し、公園などの樹木や街路樹などの剪定枝葉を粉碎したものとの混合し堆肥化を行う、資源循環モデル事業を拡充します。

○拡大生産者責任の明確化
循環型社会の形成に向け、ものの製造・販売元である事業者に対して、拡大生産者責任(※)の明確化を求めます。

※拡大生産者責任「ごみの発生抑制・リサイクルの推進を図るため、生産者や販売者に対して、その製品の生産からリサイクル・廃棄まで責任を持つてもらうという考え方。

○家庭系ごみの有料化の検討
ごみの減量化・資源化の促進、経費負担の公平性の確保のため、家庭系ごみ有料化の検

討を行います。なお、検討にあたっては、検討会議(仮称)を設置し十分な議論を行うとともに、広く市民からの意見を求めます。また、実施にあたっては十分な説明を行い市民の理解を求めていきます。

※「ごみ処理総合施策「第2次改定」(仮称)」素案の冊子は、ごみ対策課(市役所5階)で配布しています。

↓ごみ対策課内線2553

3

流通業者は、商品納入時に使用した容器の引取りを行うなど、流通に伴う環境負荷をより低減させる努力を行います。

質の排出を可能な限り抑制し、エネルギーや焼却残さなどを有効利用するなど、環境と安全に配慮した環境重視・資源循環型の施設となるよう努めます。また、余熱を有効利用し、市民のコミュニケーションの拠点として活用できる総合施設をめざします。さらに、計画推進のための組織を調布市と共同で設置するとともに、事業方式についてはPFIなど民間活力の活用などを含め検討していきます。

なお、施設整備に当たっては、市民の意見を十分取り入れるとともに、得られた情報については速やかに公開します。

○三鷹市環境センターの適切な運営
ごみの焼却における環境負荷を低減するとともに、施設の老朽化を防ぐため、定期整備に加え必要に応じた点検整備・補修などを行い、施設の長期的な利用に配慮した適切な運営に努めます。

○広域的な中間処理体制の再編の検討
新ごみ処理施設の整備を踏まえ、広域的な中間処理体制の再編について、関係自治体などとの協議を行います。

○ごみ質の変化等に対応した適切な処理の推進
多種多様なプラスチック類増加によるごみ質の変化により、現在の処理方式では将来的に対応できない可能性が生じています。市としても、分別品目の見直しを行うとともに、リサイクルセンターの整備・充実を図ります。

○埋立ごみの資源化の推進
焼却灰などのエコセメント化や、リサイクル施設から発生した残さを資源化するなど、埋立対象となるごみの資源化を行い、最終処分場の延

命化に努めます。なお、資源化に当たっては東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合、ふじみ衛生組合と協議しながら対応します。

○埋立ゼロを目指した「ごみ処理システム」の確立
長期的展望に立った場合、最終処分される量は限りなくゼロを目指す必要があります。市としても、ごみの発生から最終処分までの過程の中で、埋立ゼロを目指していくために必要なごみ処理システムの調査・研究を進め、技術を見極めた上で実施します。

○三鷹市の特性を考慮した情報提供
三鷹市は、立地条件などから比較的人口移動が大きいという特性があります。このような状況から、新たな転入者に対し、ごみの収集方法、排出区分などへの理解と協力が得られるような情報提供方法を検討し、実践します。

また、三鷹市はインターネットを利用した行政手続きやサービスの提供を行う電子自治体の構築を目指しています。このような状況から、正しいごみの出し方やごみに関する情報などを、ホームページに逐次掲載するとともに、粗大ごみの申し込みなどの申請がインターネットで行えるよう整備をしていきます。

○デポジット制度導入の要請
再生利用のうえで効果的とされるデポジット制度について、ごみの発生抑制を一層進めるため、東京都市長会などを通じて、事業者に対し自主的な取り組みを要請します。

「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。

○環境学習の充実
「児童・生徒」に対して意識強化を図るため、社会科副読本の作成や出前授業の実施など、小・中・高校など、学校教育の場との連携を強めつつ、環境教育の充実を図ります。